

【別 添】

平成 29 年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に関する方針及び算定に用いる係数について（平成 29 年 12 月版）

1. 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定について

都道府県は、平成 30 年度から国民健康保険の保険者となるとともに、財政運営の責任主体となるため、平成 29 年度は準備として、各都道府県において、平成 30 年度予算を推計して、改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「改正国保法」という。）に基づき市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）、都道府県標準保険料率、市町村標準保険料率及び各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率（以下「市町村標準保険料率等」という。）の算定を行い、市町村に示す必要がある。

（1）医療給付費の推計について

医療給付費の推計については、別途お示しする「都道府県及び市町村における平成 30 年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について」の第 1 - 1 表から第 2 - 2 表に基づいて推計する。今回の算定において、推計表中の診療報酬改定率の欄には、以下の値を入力する。

平成 24 年度：1.0000

平成 26 年度：1.0010

平成 28 年度：0.9869

平成 30 年度：0.9881

（2）激変緩和について

今回の納付金等の算定では、平成 28 年度保険料額を基点として、平成 30 年度において制度改正の影響による著しい保険料の増加が生じないように激変緩和を行う。激変緩和は、一人当たり保険料額の比較によることを基本とする。平成 30 年度一人当たり保険料額（算定結果）と、平成 28 年度の一人当たり保険料額を比較した上で、都道府県の定める一定割合（自然増 + α ）を設定して一定割合を超過する市町村に対し激変緩和を行う。

また、激変緩和を一人当たりの納付金（d）ベース又は納付金総額ベースで行う場合であっても、各市町村の一人当たりの保険料（e）ベースで著しい負担の増加が見られる場合には、都道府県繰入金を活用した財政措置等による適切な対応をお願いする。

一定割合の設定に当たっては、新制度の円滑な施行の観点から、暫定措置額を優先して活用するとともに、都道府県繰入金、特例基金等を最大限活用し、可能な限り負担増が発生しないような割合となるよう配慮をお願いします。

その際、後述のとおり、本算定では、新たな激変緩和用の追加財源として、暫定措置の追加分（50 億円）及び特別調整交付金による追加激変緩和措置（100 億円）を加えることとしたので、秋の試算時から追加的な激変緩和財源が加えられた趣旨を十分勘案し、一定割合の更なる引下げや市町村ごとの個別の保険料増加要因に対するきめ細やかな対応等、これまでの対応方針からより掘り下げた方策の検討をお願いします。特に、暫定措置額及び追加激変緩和措置による交付額については、都道府県単位の納付金総額からの減算には極力用いないことをお願いします。

具体的な激変緩和措置額については、別紙 6－1 から 6－3 までの激変緩和ワークシート等を活用して算出する。その際には、追加激変緩和措置額を暫定措置額に加算する。

また、激変緩和の丈比べについては、従前の 3 保険料を合算して一定割合を超過した場合に激変緩和を講じる方法に加え、これまでの都道府県における議論や合意形成を十分踏まえつつ、Excel を活用して、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分それぞれの保険料区分の一人当たり保険料額で激変緩和の丈比べを行う個別方式や、医療分と後期高齢者支援金等分の合算額及び介護納付金分の 2 区分の一人当たり保険料額で激変緩和の丈比べを行う医療後期合算方式も可能としている。個別方式及び医療後期合算方式を採用する場合、別紙 6－1 の激変緩和ワークシート（激変緩和シート、分配シート）及び別紙 6－2 の激変緩和措置対象額等算出ワークシート（入力シート、計算シート）の「1）－2 保険料別一人当たり保険料超過額の算定⑦⑧⑨」までは活用可能だが、別紙 6－2 の「2）－1 一人当たり保険料合計額の算定⑩」以降の処理は、都道府県において編集して計算することが必要となる。

① 平成 28 年度の一人当たり保険料額又は納付金額の算出について

激変緩和の丈比べの基点とする平成 28 年度の一人当たり保険料額又は納付金額（以下「一人当たり保険料額等」とする。）は、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」の平成 29 年 7 月版（平成 29 年 7 月 10 日付け保発 0710 第 10 号厚生労働省保険局長通知の別添 1。以下「ガイドライン」という。）に記載する「本来集めるべき被保険者 1 人あたりの保険料決算額」又は「被保険者 1 人あ

たりの納付金額ベースの保険料決算額」とする。平成 28 年度の一人当たり保険料額等は、別紙 3 - 3 で示す平成 28 年度前期高齢者交付金確定額及び平成 28 年度退職被保険者等に係る確定調整対象基準額相当額（退職者前期調整額）を用いて算出することを基本とし、平成 26 年度分の精算額を含めないこととする（3 年平均の一人当たり保険料額を用いる、調定額の方が高い場合には調定額を用いる等、独自に補正することは可能）。

また、後期高齢者支援金等額と介護納付金額の算出においても、平成 28 年度確定金額を用いることを基本とする。

ア 平成 28 年度保険料収納必要額（法定外一般会計繰入前）について今回の算定に当たり、平成 28 年度保険料収納必要額は、以下を合算することにより算出するものとする。

- ・平成 28 年度保険料調定額（収納率調整前、現年度分、決算ベース、確定前期交付金控除後による集めるべき額）
 - ※ 過年度分の保険料は含めない。
 - ※ 保険料減免分は含める。
- ・平成 28 年度保険基盤安定繰入金決算額（収納率調整前、保険料軽減分）
 - ※ 保険者支援分は含めない。
 - ※ 平成 28 年度保険料調定額及び保険基盤安定繰入金は、これらを合算した額に標準的な保険料収納率を乗じる。なお、現時点では、ほとんどの市町村で決算認定議会を終えているため、平成 28 年度保険料収納額（現年度分、決算額、保険料減免額を加算）及び保険基盤安定繰入金（保険料軽減分、決算額）を用いることも可能である。
- ・平成 28 年度決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金決算額
 - ※ 決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入金額は含めない。
- ・平成 28 年度前年度繰上充用金（単年度増加分）
 - ※ 平成 27 年度に繰上充用金がある場合には、その額と平成 28 年度繰上充用金の差額分は含める。なお、計算の結果、零以下の金額となる場合には、零とする。
都道府県が前年度繰上充用金の提出を市町村に求める場合には、ツール等を用意していないため、帳票を作成する等提出方法を都道府県が指定する。
- ・平成 28 年度財政調整基金取崩金決算額（決算上の保険料分充当額）

※ 平成 29 年度に財政調整基金返済分や積立分を計上した場合には、当該金額は含めない。

※ 平成 28 年度の収支（繰入後）が収入超過となり黒字の場合には、当該超過分に当たる財政調整基金取崩金は決算補填とならないため、当該金額は含めない。なお、財政調整基金取崩金を実質的に繰越金に計上した場合等、保険料に充当していない金額については、財政調整基金取崩金決算額に含めない。

・平成 28 年度前年度繰越金決算額（予算上の保険料分充当額）

※ 平成 28 年 5 月末日の出納閉鎖後、平成 27 年度の市町村国民健康保険特別会計に決算剰余金があり、財政調整基金への積立や翌年度の国庫負担金の還付等に充たらず、平成 28 年度補正予算により保険料の上昇抑制分に該当する前年度繰越金の計上がなされた場合には、当該金額は含める。

※ 平成 28 年度の収支（繰入後）が収入超過となり黒字の場合には、当該超過分に当たる前年度繰越金は決算補填とならないため、当該金額は含めない。なお、前年度繰越金を実質的に財政調整基金取崩金に計上した場合等、保険料に充当していない金額については、前年度繰越金決算額に含めない。

イ 1 人当たり平均保険料額（法定外一般会計繰入前）について

平成 28 年度の 1 人当たり平均保険料額は、アで算出する保険料収納必要額を、平成 28 年 3 月から平成 29 年 2 月までの一般被保険者数又は介護第 2 号被保険者数の平均被保険者数で除した額とする。

ウ 平成 28 年度決算に基づく納付金相当額について

平成 28 年度決算に基づく納付金相当額を算出して、納付金等の算定に用いる場合には、平成 28 年度保険料収納必要額と同様に、平成 28 年度決算に基づく納付金相当額を平成 28 年 3 月から平成 29 年 2 月までの一般被保険者数又は介護第 2 号被保険者数の平均被保険者数で除して、一人当たり平均平成 28 年度決算に基づく納付金相当額を算出する。

エ 後期高齢者支援金等に係る平成 28 年度保険料収納必要額等について

後期高齢者支援金及び介護納付金に係る平成 28 年度保険料収納必要額及び 1 人当たり平均保険料額の算出に当たっても、上記の例に

より、それぞれに充てられる、決算補填等を目的とする法定外の一般会計繰入金額等を計算のうえ加算する。

オ 平成 28 年度保険料収納必要額（法定外一般会計繰入後）について
平成 28 年度保険料収納必要額（法定外一般会計繰入後）については、平成 28 年度実績の医療分及び後期高齢者支援金並びに介護納付金に係る保険料収納必要額（法定外一般会計繰入後）とする。

また、激変緩和の丈比の基点となる平成 28 年度の一人当たり保険料額等を「医療給付費（+保健事業費等）－公費等」で算出する場合には、「医療給付費」は年報 B 表（続）の「支払義務額」の数値（療養給付費 B 114、療養費 B 124、高額療養費 B 134、高額介護合算療養費 B 278 及び移送費 B 159 を合算した数値。「支払済額」から「徴収金等」及び「戻入未済額」を減算し、「未払額」を加算した数値となる。）を用いる。

② 平成 28 年度確定金額の置き換えに伴う公費分の調整について

平成 28 年度の前期高齢者交付金の確定額を用いる場合には、以下の式により、保険料調定額（収納率調整前・前期交付金による調整後）を計算する。

$$\begin{aligned} & \text{平成 28 年度保険料調定額（収納率調整前・前期交付金による調整後）} \\ & = \text{平成 28 年度保険料調定額（収納率調整前）} \\ & + \text{前期高齢者交付金額（平成 28 年度概算額と平成 26 年度精算額の合算額）} \\ & - \text{平成 28 年度確定前期高齢者交付金額（国が示した額を基本とする。調整率を乗じる等、都道府県が示す計算方法による額を用いることも可能。）} \\ & + \text{調整後公費相当額} \end{aligned}$$

調整後公費相当額は、平成 28 年度確定前期高齢者交付金額に置き換えることにより生じる公費分の差額を調整するものであり、平成 28 年度確定前期高齢者交付金額から前期高齢者交付金額（平成 28 年度概算額と平成 26 年度精算額の合算額）を減算した差額に、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1 号分）について、それぞれ次の負担割合を乗じて得た額を合算して算出する。

各負担割合は、療養給付費等負担金は 32%、普通調整交付金は平成 28

年度の療養給付費等（※）に対する交付割合、都道府県調整交付金（1号分）は平成28年度の療養給付費等（※）に対する交付割合とする。

※ 平成28年度の療養給付費等は、平成28年度の療養給付費等負担金を32%で割り戻すことで算出する。

なお、調整後公費相当額の算定において、調整金額は考慮しないこととする。

前期高齢者納付金等、退職被保険者等に係る確定調整対象基準額相当額（退職者前期調整額）、後期高齢者支援金等（一般被保険者分）及び介護納付金の確定額についても同様に、保険料調定額の調整を行うことを基本とする。

例えば、平成28年度の後期高齢者支援金等（一般被保険者分）の確定額を用いて、平成28年度の1人当たり保険料額を算出した場合の計算式は、下記のとおりとなる。

平成28年度保険料調定額（収納率調整前・後期高齢者支援金等による調整後）

＝平成28年度保険料調定額（収納率調整前）

－後期高齢者支援金等額（一般被保険者分、平成28年度概算額と平成26年度精算額の合算額）

＋平成28年度確定後期高齢者支援金額（一般被保険者分、国が示した額を基本とする。調整率を乗じる等、都道府県が示す計算方法による額を用いることも可能。）

－調整後公費相当額

調整後公費相当額は、平成28年度確定後期高齢者支援金額から平成28年度後期高齢者支援金額（平成28年度概算額と平成26年度精算額の合算額）を減算した差額に、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1号分）について、それぞれ既出の負担割合を乗じて得た額を合算して算出する。

また、平成28年度の1人当たり保険料額等を「医療給付費（＋保健事業費等）－公費等」により算出する場合には、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1号分）を調整する。具体的には、平成28年度確定前期高齢者交付金額から平成28年度前期高齢者交付金額（平成28年度概算額と平成26年度精算額の合算額）を減算した

差額に、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1号分）それぞれの既出の負担割合を乗じて、確定額に置き換えることによる公費分の差額を算出し、それぞれの公費の金額から減算して調整後の各公費の金額を算出する。

前期高齢者納付金等、退職被保険者等に係る確定調整対象基準額相当額（退職者前期調整額）、後期高齢者支援金等（一般被保険者分）及び介護納付金の確定額についても同様に、各公費の金額を調整することを基本とする。

例えば、後期高齢者支援金の確定額に置き換えることによる公費の金額の調整は、平成28年度確定後期高齢者支援金額から平成28年度後期高齢者支援金額（平成28年度概算額と平成26年度精算額の合算額）を減算した差額に、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1号分）それぞれの負担割合を乗じて、確定額に置き換えることによる公費分の差額を算出し、それぞれの公費の金額に加算して調整後の各公費の金額を算出する。

なお、上記のとおり、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1号分）について、調整を行うことを基本とするが、以下の歳入項目についても、同様の調整を行うことが可能である。

- ・ 特別調整交付金
- ・ 都道府県調整交付金（2号分）
- ・ 保険財政共同安定化事業交付金
- ・ 高額医療費共同事業交付金
- ・ 高額医療費負担金
- ・ 超高額医療費共同事業精算金
- ・ 保険者支援制度
- ・ 保険料軽減額（保険基盤安定制度）
- ・ 決算補填等目的の法定外繰入金
- ・ 決算補填等目的以外の法定外繰入金
- ・ 前年度繰上充用金（単年度増加分）
- ・ 財政調整基金取崩金
- ・ 前年度繰越金

具体的な調整額の算定方法については、療養給付費等負担金、普通調整交付金及び都道府県調整交付金（1号分）の調整方法に準じ、平成28年度の療養給付費等に対する上記の歳入項目の金額を負担割合として、確定額と決算額の差額に乗じて算出する。

なお、特定健康診査等負担金、過年度の保険料収納見込額、出産育児一

時金、財政安定化支援事業繰入金については調整を行わない。

別紙 3-3 の「平成 28 年度 前期高齢者関係事務費拠出金額」及び「平成 28 年度 後期高齢者関係事務費拠出金額」については、確定被保険者数に基づく金額を記載している。

平成 28 年度の一人当たり保険料額等を算定する際には、概算被保険者数に基づく実際に支払基金に拠出した金額を用いることが考えられるが、別紙 3-3 の金額に基づき平成 28 年度の一人当たり保険料額等を算定することも可能である。

(3) 都道府県標準保険料率について

被保険者数の推計値を補正して納付金を算出した場合、納付金算定システム内で自動計算される所得係数 β が国の示す所得係数 β と異なる値となる。

その結果、都道府県標準保険料率についても、自動計算される所得係数 β に基づいて算定されるため、別途、国の示す所得係数 β により、都道府県標準保険料率を算定する必要がある。

このため、別紙 7 のとおり、都道府県標準保険料率算定用ワークシートを提供する。被保険者数の推計値を補正する都道府県においては、本ワークシートを活用して、都道府県標準保険料率を算定されたい。

なお、本ワークシート使用する際には、納付金算定システム内の納付金算定および標準保険料率算定における β に国が示した所得係数 β を入力した上で、本ワークシートにも同様に国が示した所得係数 β を入力する必要がある。

2. 国が示すべき係数について

「国が示すべき係数」の考え方について、以下のとおりお示するとともに、具体的な数値については、別紙 1-1 にお示しする。別紙 1-1 の係数は、都道府県において、国保事業費納付金等算定標準システム運用管理マニュアルの付録 D を参照し、別紙 1-4 の「国が示す係数登録」を用いて、国保事業費納付金等算定標準システムに取り込む。

(1) 全国年齢階級別 1 人当たり平均医療給付費について

納付金の算定において市町村ごとの被保険者の年齢構成の差異による医療費水準の調整を行うため、年齢調整後の医療費指数の算出に必要な、平成 26 年度から 28 年度までの 5 歳階級別の全国平均の 1 人当たり医療給付費を

提示する。

なお、ガイドラインでは「5歳階級別の全国平均の1人あたり医療費」と記載しているが、保険財政の対象となる給付費（自己負担分を除く。）を算出している。

本係数のもととなる5歳階級別の医療給付費は、「医療給付実態調査」の5歳階級別医療費の実績（平成26～27年度）をベースに、「医療保険に関する基礎資料」（平成26年度）から計算した5歳階級別給付率を活用して5歳階級別の医療給付費としたうえで、「国民健康保険事業年報（B表）」（平成26～27年度）と市町村から提出された「決算見込額状況調査」（平成28年度）に基づき、医療給付実態調査の医療給付費に含まれない療養費・移送費等の費用相当分を補正して推計している。5歳階級別給付率については、平成27年度のデータが公表されたため、平成27年度及び平成28年度の全国年齢階級別1人あたり平均医療給付費を「平成29年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる国から示すべき係数について（通知）」（平成29年10月23日付け保国発1023第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、以下「仮係数通知」という。）から更新した。

また、医療給付実態調査の医療給付費に含まれている一部負担金減免を要件とした特別調整交付金の交付対象の一部負担金減免額を控除している。一部負担金減免を要件とした特別調整交付金とは、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第6条第4号により交付した特別調整交付金及び算定省令第6条第12号により交付した特別調整交付金のうち、「東日本大震災による財政負担増があること」又は「平成28年熊本地震による財政負担増があること」により交付した特別調整交付金を言う。5歳階級別の医療給付費を「国民健康保険実態調査」（平成26～27年度）の5歳階級別被保険者数（毎年度9月末現在）で除して、全国年齢階級別1人あたり平均医療給付費を算出している。

なお、市町村ごとの年齢調整後の医療費指数を算出する際にも、一部負担金減免を要件とした特別調整交付金の交付対象の一部負担金減免額を含めないように留意すること。

（2）平成30年度の全国平均の1人あたり所得金額の推計値及び所得係数について

平成30年度における医療分及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分それぞれの全国平均の1人あたり所得金額の推計値については、各市町村が平成29年8月末時点で算出した、平成29年4月1日時点における全国の「一般被保険者に係る賦課限度額控除後基準総所得金額の推計値」を、「平成30

年度現在の一般被保険者数の推計値」で除して算出している。各都道府県における所得係数については、別紙2のとおりであるが、「当該都道府県の1人当たり所得金額の推計値」を「全国平均の1人当たり所得金額の推計値」で除して算出している。

(3) 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金について

診療報酬改定及び介護報酬改定、保険者からの報告数値の修正等を踏まえて、仮係数通知から係数及び平成28年度の確定金額を更新した。

なお、平成30年度の前期高齢者交付金額の総額については、診療報酬改定の影響及び保険者からの報告数値の修正の影響等により、仮係数通知時点から約60億円減少する見通しである。

(4) 前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の経過措置について

前期高齢者交付金、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金については、当年度に概算で算定し、2年後に精算を行う仕組みとされている。このため、前期高齢者交付金、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）附則第30条において平成30年度の経過措置を設け、同法附則第31条において平成31年度の経過措置を設けている。また、介護納付金については、同法附則第55条において、平成30年度及び平成31年度の経過措置を設けている。これにより、平成31年度までは、納付金の算定において、市町村ごとの前々年度の概算額と確定額を都道府県単位で合算して精算額を計算したうえで、当年度の概算額と精算する必要がある。なお、前々年度の概算前期高齢者交付金額が確定前期高齢者交付金額を上回っていたために、精算額がマイナスになる場合には、前々年度決算において概算前期高齢者交付金に剰余が生じ、翌年度以降に繰り越されることが基本となる。このため、標準保険料率の算定において、前年度繰越金又は財政調整基金取崩額を収入財源に充当して、保険料の増加要因としないことが基本となる。

具体的には、つぎの①から③までのとおり算定する。

なお、国保事業費納付金等算定標準システムにおいては、短時間労働者の適用拡大を踏まえた平成28年度の確定金額を納付金等の算定結果に反映させるため、別紙3-3で示す確定金額をシステムに取り込むこと。

① 医療分の納付金の算定について

ア 前期調整後保険給付費の算定について

都道府県単位の前期調整後保険給付費(A')の算定に当たり、ガイドラインに記載する前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等は、以下の計算式により算定する。

- ・ 前期高齢者交付金＝当年度概算前期高齢者交付金－（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算前期高齢者交付金の合計額－都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定前期高齢者交付金の合計額）－調整金額
- ・ 前期高齢者納付金等＝当年度概算前期高齢者納付金－（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算前期高齢者納付金の合計額－都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定前期高齢者納付金の合計額）－調整金額＋事務費抛出金額

市町村標準保険料率を統一する場合には、アによる算定を行うことが基本となるが、統一しない場合には、イ及びウの算定を行うことも可能である。

イ 納付金算定基礎額の算定について

医療分に係る都道府県単位の納付金算定基礎額(C)の算定に当たり、以下の計算を行う。各係数は、都道府県単位の額である。

- ・ －（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算前期高齢者交付金の合計額－都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定前期高齢者交付金の合計額）－調整金額
- ・ ＋（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算前期高齢者納付金の合計額－都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定前期高齢者納付金の合計額）＋調整金額

ウ 各市町村の納付金の算定について

医療分に係る各市町村の納付金額(d)の算定に当たり、以下の計算を行う。各係数は、市町村ごとの額である。

- ・ ＋（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算前期高齢者交付金－都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定前期高齢者交付金）＋調整金額
- ・ －（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算前期高齢者納付金－都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定前期高齢者納付金）－調整金額

後期高齢者支援金等及び介護納付金についても、市町村標準保険料率を統一する場合には、上記アのとおり都道府県単位で算定を行うことが基本となるが、市町村標準保険料率を統一しない場合には、以下ア及びイの算定を行うことも可能である。

② 後期高齢者支援金の納付金の算定について

ア 納付金算定基礎額の算定について

後期高齢者支援金に係る都道府県単位の納付金算定基礎額（C）の算定に当たり、以下の計算を行う。各係数は、都道府県単位の額である。

- ・ $+（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算後期高齢者支援金額の合計額 - 都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定後期高齢者支援金額の合計額） + 調整金額$

イ 各市町村の納付金の算定について

後期高齢者支援金に係る各市町村の納付金額（d）の算定に当たり、以下の計算を行う。各係数は、市町村ごとの額である。

- ・ $-（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算後期高齢者支援金額 - 都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定後期高齢者支援金額） - 調整金額$

③ 介護納付金の納付金の算定について

ア 納付金算定基礎額の算定について

介護納付金に係る都道府県単位の納付金算定基礎額（C）の算定に当たり、以下の計算を行う。各係数は、都道府県単位の額である。

- ・ $+（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算介護納付金額の合計額 - 都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定介護納付金額の合計額） + 調整金額$

イ 各市町村の納付金の算定について

介護納付金に係る各市町村の納付金額（d）の算定に当たり、以下の計算を行う。各係数は、市町村ごとの額である。

- ・ $-（都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度概算介護納付金額 - 都道府県の区域に属する市町村に係る前々年度確定介護納付金額） - 調整金額$

(5) 保険者努力支援制度の交付見込額について

平成 30 年度における保険者努力支援制度の交付見込額は、「平成 30 年度保険者努力支援制度（市町村分）について」（平成 29 年 7 月 11 日付け保国発 0711 第 1 号）、「平成 30 年度保険者努力支援制度（都道府県分）について」（平成 29 年 8 月 10 日付け保国発 0811 第 1 号）及び仮係数通知で示した評価指標に基づき算出したものである。

都道府県及び市町村からの申請誤りの補正等の影響により、仮係数通知から金額を更新した。

なお、平成 30 年度予算案において、平成 30 年度に財政安定化基金特例基金事業（財政基盤強化分）500 億円から保険者努力支援制度等の実施のために活用する額は 170 億円とされた。これに伴い、平成 30 年度においては、500 億円のうち 170 億円を取り崩すこととし、当該取り崩し額については、平成 30 年度保険者努力支援制度の都道府県交付分の一部に充てることとする。平成 30 年度保険者努力支援制度の都道府県交付分として国から交付するのは、当該都道府県交付分の総額から、基金取り崩し額（当該都道府県交付分の総額に 170/500 を乗じた金額に相当する。）を除いた残額となる。納付金算定上は 500 億円ベースの全額を交付されたものとして計算する。詳細については追って連絡する。

(6) 平成 30 年度調整交付金交付見込額について

① 国の普通調整交付金交付見込額について

改正国保法第 72 条に規定する調整交付金のうち平成 30 年度における普通調整交付金交付見込額については、平成 30 年度予算に基づいた交付見込額総額に公費拡充分 300 億円を加えた額を交付見込総額とし、各都道府県の見込額を算出している。具体的な数値は、別紙 2 でお示ししている。

② 国の特別調整交付金交付見込額について

平成 30 年度における特別調整交付金については、200 億円を拡充した上で、そのうち都道府県向けに 20 歳未満の被保険者数に応じて交付する特別調整交付金を 100 億円拡充し、本年 7 月 5 日に示した「平成 30 年度の公費の在り方について とりまとめ」に基づいて交付見込額を算出している。この費用については、各都道府県において市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目して再配分することを基本とする。

※ 今回お示しする係数（都道府県別の交付額）の作成に当たり、20歳未満の被保険者数に応じて交付する特別調整交付金については、平成27年度国保実態調査報告及び平成27年度国保事業年報における報告数値を活用している。具体的には、全国平均の加入率は10.9%、全国平均1人当たり応能保険料額は53,151円を用いている。なお、平成30年度の実際の交付額の算定においても、今回の算定において活用したデータの更新はせず、交付額の変更は行わない予定である。

また、各市町村向けの特別調整交付金額は、結核・精神及び非自発的失業に係る財政支援を100億円拡充したが、交付見込額には反映させていない。交付見込額の計算方法については、別紙3-1で指定する次の①から③までの区分に応じて、3通りのいずれかの方法により計算を行う。これにより、平成28年度と平成30年度の一人当たり保険料額の丈を可能な限り揃えて激変緩和の丈比べを行う。

なお、以下の①から③までの区分は、あくまでも激変緩和の丈比べのための計算方法の考え方であり、予算編成に当たっては、都道府県及び各市町村の判断により、異なる取扱いとして差し支えない。

(①：28年度の交付額と同額を30年度の交付額とみなす交付基準)

別紙3-1で計算方法を①とした交付基準は、経常的に交付実績の傾向のある基準であり、平成28年度の交付額と同額を平成30年度の交付額とみなし、各市町村の納付金額（d）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）を算定する際に減算することとする。

28年度	30年度
交付額を減算する。	28年度交付額と同額を減算する。

ただし、各市町村の納付金額（d）から標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の加算項目（保健事業、直診勘定繰出金、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費、その他保険給付、条例減免に要する費用、特定健康診査等に要する費用、予備費等）において、各市町村が基礎数値を計算する段階において、交付見込額を減算し、保険料収納必要額のみ把握している交付基準については、二重控除にならないように留意すること。

各市町村において、平成30年度に交付を受けない見込みの交付基準については、(d)から(e)を算定する際に減算しない。

また、東日本大震災等に伴う特別調整交付金や災害時臨時特例補助金等、個別の保険料減免等に充当し、各市町村の保険料の賦課総額算定時に減算していない公費については、保険料軽減額（保険基盤安定制度分）と同様に、(d)から(e)を算定する際に減算しない。

なお、各都道府県で過去の交付実績を考慮して、減算する金額を調整することも可能とする。

※ 現行の特別調整交付金メニューの経営努力分については、保険者努力支援制度の導入に伴い発展的に解消し、必要な経過措置を講じることとしている。今回の算定では、経過措置として、直近5年度（平成24～28年度）中3回以上経営努力分の交付を受けている市町村について、基本的に経営努力分の交付実績（平均交付額）の8割を平均として、平成30年度の保険者努力支援制度（市町村分）交付額の差額を補填することとした。ただし、8割のうち2割相当額については、保険者努力支援制度（市町村分）の成績を反映させた額（平均交付額の2割相当額に全国平均点に占める経過措置対象市町村の評価点の割合を乗じた額）とする。（直近5年度中3回以上経営努力分の交付を受けている市町村であっても、保険者努力支援制度（市町村分）交付額が経営努力分の交付実績（平均交付額）の8割相当額（2割相当額について上記の換算を行った額）を上回る場合には、交付額が生じないこととなる。）なお、保険者努力支援制度の交付見込額の更新に伴い、当該経過措置分の交付見込額も仮係数通知から更新した。

また、経営努力分に係る1人当たり保険料額については、下表を参考に、各市町村の実態に合わせて算定する方法が考えられる。

28年度	30年度
28年度交付額を減算する。	経過措置分の金額を減算する。
	経過措置分の交付見込額なし。
交付の翌年度に充当している場合、27年度交付額を減算する。	29年度交付見込額及び経過措置分の金額を減算する。
	経過措置分の金額のみを減算する。
	29年度交付見込額のみを減算する。
	29年度交付見込額及び経過措置分の交付見込額なし。

27 年度及び 28 年度交付なし。	29 年度交付見込額及び経過措置分の金額を減算する。
	経過措置分のみを減算する。
	29 年度交付見込額のみを減算する。
	29 年度交付見込額及び経過措置分の交付見込額なし。

(② : 28 年度の 1 人当たり保険料額に交付額を足し戻す交付基準)

別紙 3 - 1 で計算方法を②とした交付基準は、平成 30 年度の交付額の予見が困難な基準であり、各市町村の納付金額 (d) から標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e) を算定する際に減算しないこととする。このため、激変緩和の基点となる平成 28 年度の 1 人当たり保険料額を医療給付費等の費用から当該特別調整交付金を差し引いている場合には、平成 28 年度の 1 人当たり交付額を 1 人当たり保険料額に足し戻すこととする。

28 年度	30 年度
交付額を減算せず、交付相当額を 1 人当たり保険料額に加算する。	交付額を見込まない。

ただし、平成 28 年度の各市町村の保険料の賦課総額算定時に減算していない交付基準については、1 人当たり交付額を 1 人当たり保険料額に足し戻さない。また、②の交付基準のうち、各都道府県の地域特性により、経常的に交付実績の傾向があると判断される交付基準については、当該都道府県において、平成 28 年度の交付額と同額を平成 30 年度の交付額とみなし、①の交付基準と同様に各市町村の納付金額 (d) から標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e) を算定する際に減算することも可能とする。

(③ : ①②以外の交付基準)

別紙 3 - 1 で計算方法を③とした交付基準は、平成 30 年度以降、廃止が予定されている基準もしくは事務費等の一般財源を充当している交付基準であり、平成 30 年度の保険料を算定する際に減算しないこととする。また、平成 28 年度の 1 人当たり保険料額への足し戻しも行わ

ないこととする。

28年度	30年度
交付額を減算する。	交付額を見込まない。

③ 暫定措置について

総額を250億円から300億円に変更したことにより、仮係数通知から金額を更新した。仮係数通知からの増額分の50億円を含め、公平性を考慮して、各都道府県の被保険者数（平成29年6月1日現在）で按分した。

④ 特別調整調整交付金による追加激変緩和措置について

特別調整交付金（既存分）を活用し、100億円を特別調整交付金による追加激変緩和措置として、各都道府県の被保険者数（平成29年6月1日現在）に応じて配分する。なお、追加激変緩和措置については、都道府県分の特別調整交付金に分類される。納付金算定上の取扱については、暫定措置と同様の取扱いとし、具体的には、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の各市町村の納付金基礎額（c）から各市町村の納付金額（d）を算定する際に減算することを基本とする。

(7) 高齢者医療制度等への負担額算出に関する諸係数について

高齢者医療制度等への負担額の算出に関する諸係数については、別途お示しする「都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について」に基づく係数を算出した。

(8) 後期高齢者支援金調整率について

後期高齢者支援金調整については、後期高齢者支援金調整率により、平成30年度の加算対象保険者又は減算対象保険者の平成28年度確定後期高齢者支援金額の調整を行う。また、平成30年度の加算対象保険者及び減算対象保険者については、平成29年12月に各都道府県宛に連絡された保険者とする。

(9) 特別高額医療費共同事業費負担金等について

今回の算定に当たり、都道府県単位の特別高額医療費共同事業費交付金、特別高額医療費共同事業費事業費拠出金、特別高額医療費共同事業費事務費拠出金及び特別高額医療費共同事業費負担金については、別紙2のとおり、省令

が未整備のため、指定法人に代わり国から各都道府県の推計値を示すこととした。なお、直近（平成 29 年 10 月実績）の特別高額医療費の情報を踏まえ、仮係数通知から金額を更新した。

また、市町村単位の特別高額医療費共同事業費負担金額については、別紙 5 のとおり、「高額医療費負担金計算ワークシート」をお示しするので、これを活用して、特別高額医療費共同事業負担金調整係数を算出し、各市町村の負担金額を按分する。本ワークシートの詳細は、3.（4）「高額医療費負担金等について」で後述する。

（10）仮係数通知から更新していない係数

- ・ 平成 30 年度全国平均の一人当たり所得金額
- ・ 平成 30 年度所得係数
- ・ 平成 28 年度から平成 30 年度の特別調整交付金の伸び率
- ・ 特別高額医療費共同事業事務費拠出金
- ・ 特別高額医療費共同事業費負担金

3. 都道府県が予め決定すべき係数について

都道府県は、市町村標準保険料率等を算定するため、別紙 1 - 2 「都道府県が作成する係数」の内容欄に示す基準の考え方を参考に、都道府県統一の算定条件を定めて、以下の係数を設定する。設定された係数及びその考え方については、市町村に示すことを基本とする。

別紙 1 - 2 「都道府県が作成する係数」及び別紙 1 - 3 「市町村が作成する係数」のうち、報告書等の数値を引用して用いる係数については、別紙 1 - 2 及び別紙 1 - 3 の内容欄に出典のみを記載している。

（1）都道府県統一の賦課限度額について

都道府県は、市町村標準保険料率の算定に当たり、平成 30 年度における都道府県統一の賦課限度額については、医療分及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分それぞれについて、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 29 条の 7 に規定する額又はそれ以下の額を定める。

都道府県標準保険料率の算定に当たっては、政令に定める額を基準として、医療分 54 万円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護納付金分 16 万円とする。今後、賦課限度額に係る政令改正が行われる予定だが、都道府県標準保険料の算定に用いる賦課限度額は変更しない。

(2) 都道府県繰入金について

① 都道府県繰入金の基本的な考え方について

改正国保法第72条の2第1項に基づく都道府県の特別会計への繰入れ（以下「都道府県繰入金」という。）については、保険給付費の9%分を都道府県の一般会計から国民健康保険会計に繰入れ、基本的に普通交付金の財源（1号繰入金）となるが、都道府県内市町村の特殊事情に応じた調整等のために交付する特別交付金にも活用（2号繰入金）する。

② 2号繰入金について

2号繰入金を活用した特別交付金の交付メニューについては、「「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」の改定について」（平成29年11月8日付け保発1108第1号厚生労働省保険局長通知）の別添1「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」（以下「交付金ガイドライン」という。）に示す交付メニュー例を参考に、都道府県が要綱等に定める基準によることとなり、市町村ごとの平成30年度交付見込額を算定し、当該推計額を繰入金見込額とみなして、市町村ごとの「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」から減算する。

なお、事前に算定不能な交付メニュー分がある場合には、執行時期まで一定額を留保することとなるため、その規模については、過去の実績等を踏まえ、都道府県において適切に見積もられることとなるが、事前に保険料収納必要額に算入できない点を鑑み、必要最小限となるよう配慮する。

また、都道府県が、収納率インセンティブや予防・健康づくりインセンティブ等、経営努力分の上乗せとして交付しているメニューについては、経営努力分の廃止に伴う経過措置として、現在交付を受けている市町村の保険料負担が著しく増加しないように配慮する。

(3) 特例基金繰入金について

特例基金繰入金については、激変緩和に活用した都道府県繰入金の金額を上限として、取り崩す予定の金額を設定する。

(4) 高額医療費負担金等について

① 高額医療費負担金等について

改正国保法第70条第3項、第72条の2の第2項に規定する高額医療費負担金及び第81条の3に規定する特別高額医療費共同事業負担金については、その制度趣旨から、高額医療費及び特別高額医療費が発

生した市町村の保険料負担の増加を抑制するため、過去 3 年間の発生状況に応じて算入する。

今回の算定に当たり、都道府県単位の納付金算定基礎額を算出するため、高額医療費負担金及び特別高額医療費共同事業負担金については、別紙 5「高額医療費負担金計算ワークシート」を用意したので、これを用いて推計する。本ワークシートでは、公費拡充後の特別高額医療費共同事業負担金の伸び率が入力済である。また、各市町村の納付金基礎額算出後、市町村ごとの個別の事情に応じて納付金額を調整するため、市町村ごとに納付金額から平成 26 年度から平成 28 年度の実績に基づき算出した高額医療費負担金額及び特別高額医療費共同事業負担金額を減算する。各負担金の算出には、調整係数を用いることとなるため、別紙 5「高額医療費負担金計算ワークシート」を活用して、高額医療費負担金調整係数及び特別高額医療費共同事業負担金調整係数を算出する。

なお、別紙 5「高額医療費負担金計算ワークシート」において、平成 30 年度の高額医療費負担金は平成 26 年度から平成 28 年度の高額医療費負担金の伸び率から推計する仕様となっているが、高額薬剤等の影響により、平成 26 年度から平成 28 年度の高額医療費負担金の伸び率が過年度の高額医療費負担金の推移と比較して著しく伸びが大きくなっている場合には、平成 24 年度から平成 26 年度の高額医療費負担金の伸び率等、適切な伸び率を使用することも可能とする。

なお、上述した推計により算出した平成 30 年度の高額医療費負担金をワークシートに入力する際は、平成 29 年 7 月 28 日サポートサイト掲載の「平成 29 年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の試算に関する方針及び第 3 回試算に用いる係数について（通知）」の補足別添資料③「高額医療費負担金を独自に推計した金額を活用する際の注意事項について」を参照すること。

(5) 都道府県の事業費について

都道府県の国民健康保険に係る事業費として、保険料を財源とする費用を設定する。保険料を財源として計上する費用の具体的な内容については、連携会議等において市町村と協議のうえ決定いただきたい。

(6) 平成 30 年度に発生しない費用等の取扱いについて

今回の算定に当たり、以下の費用については、都道府県において、平成 30 年度に発生しないため、零とする。

- ① 過年度調整（納付金の過多）
- ② 財政安定化基金積立金（都道府県全体の返済分・補填分）
- ③ 財政安定化基金積立金（各市町村の返済分・補填分）

（7）標準的な収納率について

- ① 市町村標準保険料率に係る標準的な収納率について

今回の算定に当たり、市町村標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率は、都道府県が定める標準的な収納率とし、医療分及び後期高齢者支援金分については、一般被保険者に係る収納率を設定し、介護納付金分については、介護保険第2号被保険者の属する世帯を区分して収納率を設定する。

- ② 退職被保険者等の保険料に係る標準的な収納率の考え方について

退職被保険者等に係る納付金については、療養給付費等交付金との関係において、保険料の収納実績が都道府県に納めるべき納付金額に満たない場合であっても、基準収納割合（当該市町村の過去3年平均の収納率）までは療養給付費等交付金が交付されるため、市町村は、納付金の納付のため一時的に財政安定化基金を活用したとしても、返済に保険料を充てる必要がない場合がある。このため、納付金の仕組みの中で、平成30年度以降も市町村ごとの保険料収納実績に基づき精算を可能とするため、退職被保険者等に係る標準的な収納率についても、一般被保険者に係る収納率を使用する。

- ③ 都道府県標準保険料率に係る標準的な収納率の考え方について

都道府県標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率は改めて設定する必要はなく、市町村標準保険料率の算定に用いた各市町村の標準的な収納率により調整した後の「標準保険料率の算定に必要な市町村ごとの保険料総額の総和」から都道府県標準保険料率を算定する。

4. 市町村が設定する係数について

今回の算定に当たり、市町村は、都道府県が納付金及び標準保険料率を算定するために必要な以下の係数を設定し、市町村基礎ファイル等を用いて、都道府県にデータを提出することとされている。なお、係数の内容については、納付金等算定標準システム外部インタフェース仕様書（第1.5版）も参照すること。

(1) 都道府県が示す推計方法により平成 30 年度予算額を推計する項目について

市町村は、以下の費用及び収入について、都道府県が示す推計方法（市町村による毎年度の予算編成の例による場合を含む。）により、平成 30 年度予算額を推計する。

- ① 一般被保険者分に係る保険者支援制度繰入金（保険基盤安定繰入金（保険者支援分））
- ② 一般被保険者分に係る保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）見込額（市町村標準保険料率算定前）
- ③ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る特定健康診査等負担金
- ④ 一般被保険者分に係る過年度の保険料収納見込額

※ 医療分に加え、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分についても過年度の保険料収納見込額を設定する。後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については、市町村基礎ファイルではなく、都道府県が定める形式により、データを提出することとされている。都道府県は、入手したデータを納付金システムにおける標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の予備項目に登録することにより減算する。

- ⑤ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る出産育児一時金（法定繰入分）

※ 平成 30 年 3 月 10 日異常分娩分及び平成 30 年 3 月 25 日正常分娩分について、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に基づき、平成 29 年度予算執行分の取扱いとしている市町村については、平成 30 年度に限り、11 ヶ月分の予算額を計上することも可能とする。

- ⑥ 財政安定化支援事業繰入金（インタフェース仕様書上は補助金）
- ⑦ 一般被保険者療養給付費
- ⑧ 退職被保険者等療養給付費
- ⑨ 一般被保険者療養費
- ⑩ 退職被保険者等療養費
- ⑪ 高額療養費
- ⑫ 移送費

(2) 一般被保険者に係る保険料軽減額等について

- ① 療養給付費等負担金算出のための保険料軽減額の推計について
今回の算定に当たり、市町村は、都道府県から市町村標準保険料率が

示される前に、平成 30 年度の一般被保険者分に係る保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）見込額を推計し、市町村基礎ファイルを用いて、都道府県が定める期日までにデータを提出することとされている。

② 市町村標準保険料率に基づく保険料軽減額等の推計について

市町村は、都道府県から示された市町村標準保険料率に基づき、平成 30 年度の一般被保険者分に係る保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）見込額と、退職被保険者等分に係る保険料収納見込額を算出する。算出した額は、市町村基礎ファイル（退職保険料・保険料軽減額）を用いて、都道府県が定める期日までにデータを提出することとされている。

(3) 決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入を考慮する項目について

都道府県は、以下の費用について、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」を計算する際、各市町村の納付金額に加算することとなるが、市町村がこれらの費用に対し法定外の一般会計繰入を行う場合には、当該繰入額を歳入予算に計上したものとみなして、当該繰入額分を減算する。また、市町村は、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度の特定財源分（出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。）を充当する場合には当該交付金額等も減算したうえで、保険料総額に計上する額のみを算出して、都道府県にデータを提出することとされている。

なお、都道府県統一の保険料率を算定するため、以下の費用を各市町村の納付金基礎額に含める場合には、別途、都道府県は、市町村に対し、当該費用に対する法定外の一般会計繰入額の提出を求める必要がある。

- ① 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る保健事業費
- ② 直診勘定繰出金
- ③ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る出産育児諸費
※ 4（1）⑤ 出産育児一時金（法定繰入分）を含む総額とする。
- ④ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る葬祭諸費
- ⑤ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る育児諸費
- ⑥ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係るその他保険給付費
- ⑦ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る条例減免に要する費用（保険料分）
※ 条例以外の要綱等による事業分も含む。
- ⑧ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る条例減免に要する費用（一部負担金分）
※ 条例以外の要綱等による事業分も含む。

⑨ 一般被保険者分及び退職被保険者等分に係る特定健康診査等に要する費用

※ 4 (1) ③ 特定健康診査等負担金を含む総額とする。

⑩ その他基金（返済分・積立分）

(4) 財政安定化支援事業繰入金の取扱いについて

財政安定化支援事業繰入金（納付金等算定標準システム外部インタフェース仕様書上は補助金）については、現行制度を前提として、市町村は、平成 29 年度の普通交付税の基準財政需要額の算定額（総額 800 億円ベース）を 1.25 倍して、留保財源で対応する分を加えた金額（総額 1,000 億円ベース）を平成 30 年度における市町村の繰入金見込額として用いるものとする。

なお、都道府県の判断により、交付額ではなく、市町村における特別会計への繰入額とすることも可能とする。

(5) 平成 29 年度まで市町村が支払基金に報告する係数について

退職被保険者等に係る概算後期高齢者支援金相当額等の係数については、支払基金から通知された数値又は支払基金に報告した数値を使用する。

(6) 平成 30 年度に発生しない費用等の取扱いについて

今回の算定に当たり、以下の費用については、市町村において、平成 30 年度に発生しない、又は、保険料で賄うべき費用ではないため、零とする。

① 医療費適正化等の対策費用等事務費（国保連委託料含む）

② 当該保険者確定療養給付費等拠出金額

③ 当該保険者確定日雇拠出金額

5. 算定結果の活用について

(1) 国における活用について

今回の算定結果については、国として、保険料の変動の発生状況等、各都道府県及び市町村の状況を把握するために活用する。

(2) 都道府県における活用について

各都道府県においては、本算定結果を納付金等の算定に活用いただきたい。

(3) 市町村における活用について

各市町村においては、今回の算定結果を参考として、平成 30 年度の保険料率の検討や決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入の解消・削減の検

討等にも活用していただきたい。健全な財政運営を確保する観点からも、初めて新制度に対応した平成 30 年度特別会計の予算編成の参考にしていただきたい。

また、保険料の激変緩和措置は、都道府県と市町村が連携して、重層的に行う必要がある。市町村においても、個々の被保険者の負担水準に激変が発生しないよう、最大限の対応をご検討いただきたい。その際、財政調整基金、前年度繰越金の激変緩和への活用についても、最大限の対応をご検討いただきたい。特に、平成 28 年度予算では、平成 27 年度に生じた高額薬剤による歳出増加が続くと見込んで歳入を増やした市町村があり、薬価が減額改定された結果、思ったほど歳出が増えず決算剰余金が発生し、平成 29 年度予算に繰越し、あるいは財政調整基金に積み立てられている状況が見られる。この剰余金を活用することにより、保険料の激変緩和を行うことも可能である。

また、賦課方式や賦課割合の変更による、個々の被保険者の保険料負担への影響について、十分留意いただきたい。